

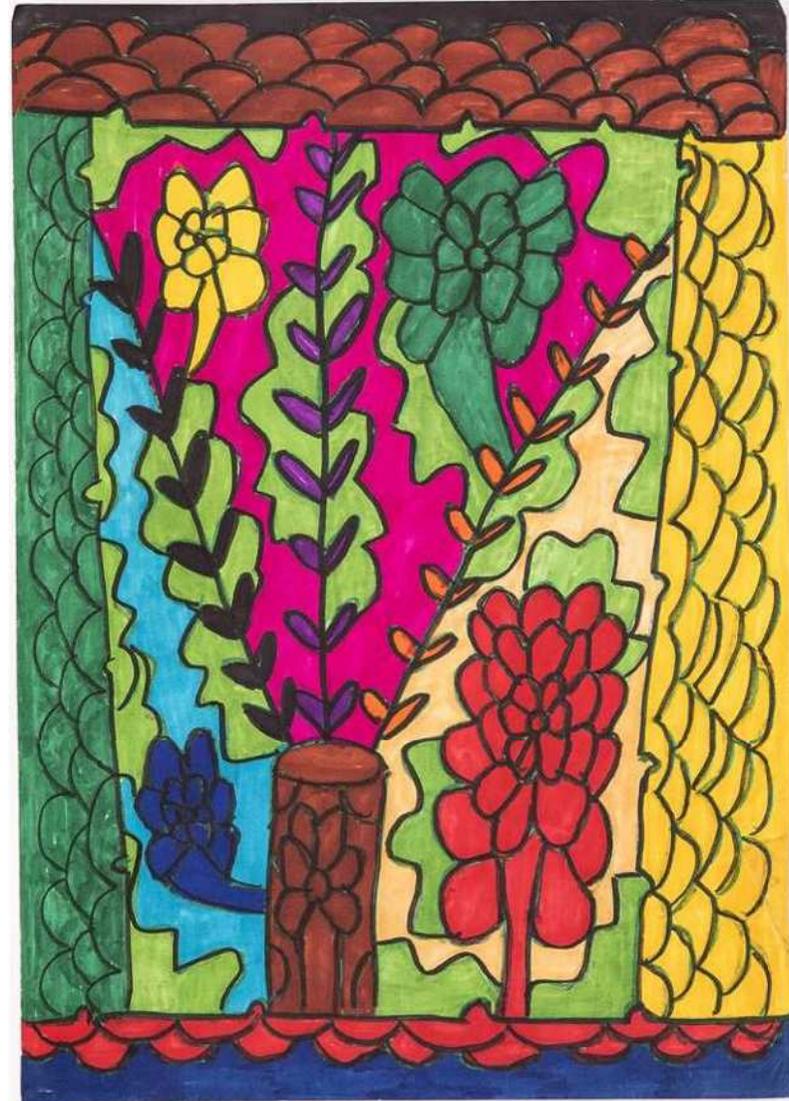
# 「青梅市地域福祉総合計画」

(抜粋)

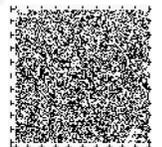
- ・第5期青梅市地域福祉計画
- ・青梅市重層的支援体制整備事業実施計画
- ・青梅市再犯防止推進計画
- ・青梅市成年後見制度利用促進基本計画
- ・第9期青梅市高齢者保健福祉計画・青梅市介護保険事業計画
- ・青梅市認知症施策推進計画
- ・第6期青梅市障害者計画・第7期青梅市障害福祉計画・  
第3期青梅市障害児福祉計画

令和6（2024）年 3月

青 梅 市



工房YUAI(友愛学園成人部)所蔵



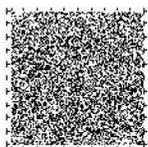
# 目次

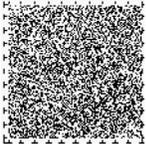
第1編 総論.....	7
第1章 計画の策定に当たって.....	8
第2章 計画改定の考え方.....	13
第3章 データからみる市の現状.....	18
第4章 計画の全体像.....	21
第5章 計画の進行管理.....	24
第2編 地域福祉計画（再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進基本計画）.....	26
第1章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	27
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	47
第3章 取組内容.....	48
第4章 取組事例.....	67
第3編 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画.....	75
第1章 高齢者保健福祉・介護保険事業を取り巻く現状と課題.....	76
第2章 計画の基本的な考え方と施策体系.....	120
第3章 取組内容.....	122
第4章 介護保険サービスの事業量見込と介護保険料の設定.....	140
第4編 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画.....	160
第1章 障がい者（児）福祉を取り巻く現状と課題.....	161
第2章 計画の基本的な考え方.....	176
第3章 取組内容.....	177
第4章 障害福祉・障害児福祉サービスの事業量見込み.....	193

資料編.....	211
1 取組指標.....	211
2 策定経過等.....	238
3 パブリック・コメント実施結果.....	268
4 オンライン交流会の結果.....	276
5 青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針.....	281
6 用語集.....	284

## 「障がい」の表記について

国の法令、市の条例等のほか、固有名詞は「害」の字を使用しますが、「障がい者」や「障がいのある方」など「ひと」を表現する場合は、「がい」とします。





### 「孤独・孤立対策の重点計画」策定

「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)にもとづき、今後重点的に取り組む孤独・孤立対策の具体的施策をとりまとめた「孤独・孤立対策の重点計画」が策定されました(令和3年12月28日孤独・孤立対策推進会議決定)。この計画は、毎年度を基本としつつ必要に応じて、計画全般の見直しの検討を行うこととなっており、現在、令和4年12月に改定された計画にもとづき取り組まれています。

また、孤独・孤立対策に関する基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた「孤独・孤立対策推進法」が成立(令和5年5月31日)し、令和6年4月1日に施行されます。

### 新型コロナウイルス感染症拡大による生活環境等の変化(令和2年～)

令和2年以降、全国的に新型コロナウイルス感染症が拡大(以下「コロナ禍」という。)し、市民生活や行政活動などに大きな影響を与えました。これらの生活環境等の変化や社会的な混乱は、地域住民が抱える生活課題をより一層顕在化しました。

### 国「第二期成年後見制度利用促進基本計画」策定(令和4年)

平成28年に成年後見制度利用促進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた成年後見制度の利用の促進に関する法律(以下「成年後見制度利用促進法」という。)が施行され、その後、平成29年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の基本計画では市町村の役割として、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに向けた中核機関の設置等を求めています。

#### 〈参考〉成年後見制度の利用の促進に関する法律

##### (市町村の講ずる措置)

第一四条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

二 略

### 国「第二次再犯防止推進計画」策定(令和5年)

平成28年に再犯防止等の推進についての基本理念や国・地方公共団体の責務等を定めた再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が施行され、その後、平成29年に「再犯防止推進計画」が閣議決定されました。

同法では、市町村計画の策定を努力義務としているほか、国の計画では市町村の役割として、身近な基礎自治体としての適切なサービス提供、立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくり等を求めています。

#### 〈参考〉再犯の防止等の推進に関する法律

##### (地方再犯防止推進計画)

##### 第八条

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

二 略

### こども基本法の施行、こども家庭庁の設置(令和5年4月1日)

日本が平成6(1994)年に批准したこどもの権利条約に対応するための国内法としてこども基本法が成立(令和5年4月1日公布)しました。心身の発達の過程にある人を「こども」と定義し、権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律となっています。

また、こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現を目的に、内閣府の外局として、こども家庭庁を令和5年4月1日に設立しました。

### 認知症基本法成立(令和5年6月)

全国的に認知症の人が増加している現状等に鑑み、認知症施策に関する基本理念を定め、総合的かつ計画的に認知症施策を推進するための法律として成立しました。

国に対策の基本計画策定を義務づけ、自治体には地域事情に応じた市町村認知症施策推進計画の策定が努力義務となっています。

#### 〈参考〉共生社会の実現を推進するための認知症基本法

##### (市町村認知症施策推進計画)

第一三条 市町村(特別区を含む。以下この項において同じ。)は、基本計画(都道府県計画が策定されているときは、基本計画及び都道府県計画)を基本とするともに、当該市町村の実情に即した市町村認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない。

2・3 略



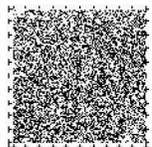
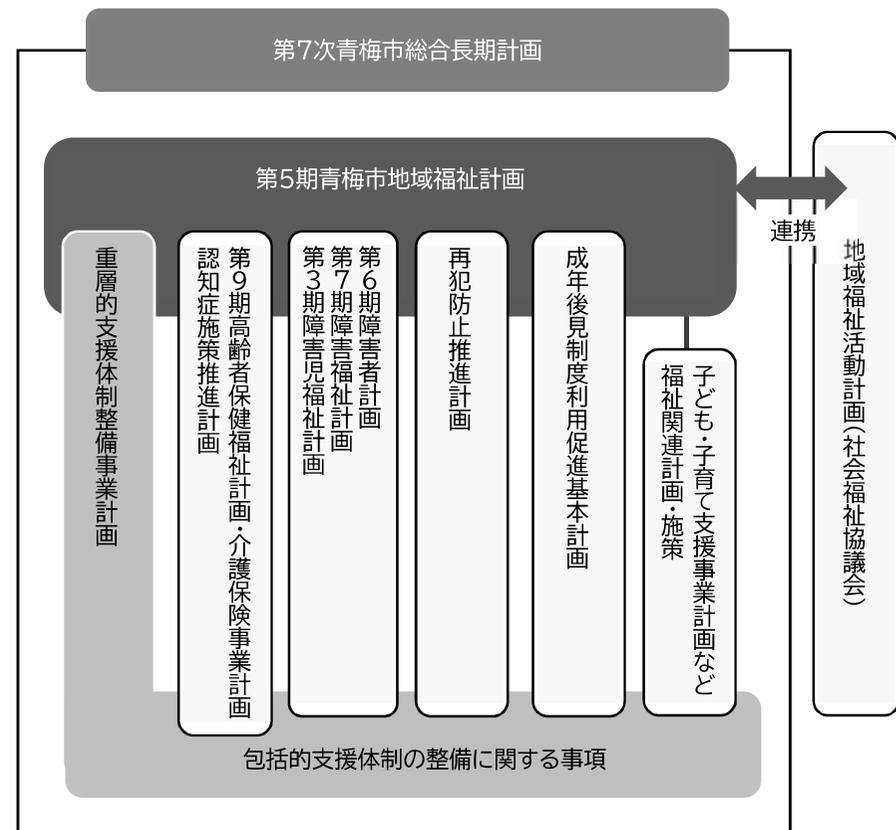
## 2 計画の位置づけ

### (1) 法的な位置づけ

- 社会福祉法第 107 条の規定にもとづく「市町村地域福祉計画」
- 社会福祉法第 106 条の 5 の規定にもとづく「市町村重層的支援体制整備事業実施計画」
- 再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定にもとづく「地方再犯防止推進計画」
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第 1 項の規定にもとづく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」
- 老人福祉法第 20 条の 81 の規定にもとづく「市町村老人福祉計画」
- 介護保険法第 117 条 2 の規定にもとづく「市町村介護保険事業計画」
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条の規定にもとづく「市町村認知症施策推進計画」
- 障害者基本法第 11 条 3 の規定にもとづく「市町村障害者計画」
- 障害者総合支援法第 88 条の規定にもとづく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第 33 条の 20 の規定にもとづく「市町村障害児福祉計画」
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定にもとづく「市町村子ども・子育て支援事業計画」

### (2) 市政における位置づけ

- 本市の最上位計画であり、目指すべきまちの将来像と基本理念を定める青梅市総合長期計画との整合を図ります。
- 高齢者計画、障害者計画等、重層的支援体制整備事業実施計画、再犯防止推進計画および成年後見制度利用促進基本計画は、地域福祉計画を上位計画とし、整合を図ります。
- 子ども・子育て支援事業計画等の福祉関連計画・施策を横断的につなぐものです。なお、今後子どもの計画を地域福祉計画に包含するよう検討していきます。
- 社会福祉協議会「地域福祉活動計画」との連携を図ります。



### 3 計画期間

各計画の期間は以下のとおりです。なお、変化する社会情勢や関連する諸計画との整合性から、必要に応じて見直しをすることとします。

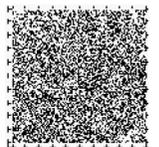
- 地域福祉計画等：令和6年度から令和11年度までの6か年（令和8年度に中間見直しを行います）
- 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害者計画：令和6年度から令和8年度までの3か年
- 障害福祉計画・障害児福祉計画：令和6年度から令和8年度までの3か年

	令和5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	11 (2029)
総合長期計画	第7次						
地域福祉計画 (重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画・成年後見制度利用促進基本計画)		第5期					
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (認知症施策推進計画)		第9期					
障害者計画		第6期					
障害福祉計画 障害児福祉計画		第7期・第3期					

### 4 計画策定の体制

#### (1) アンケート調査実施概要

計画	調査対象	調査期間	回答数	調査方法
地域福祉計画等	18歳以上の市民 1,000人(無作為抽出)	令和5年5月12日(金)～5月29日(月) (6月1日到着分までを反映)	362件	郵送配布・郵送またはweb回答
高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	65歳以上の市内在住者(施設入所者および介護認定要介護1から5までの被保険者を除く)	令和4年12月21日(水)～令和5年1月27日(金)	2,577件	郵送による配布・回収
	要支援・要介護認定を受けている方で、更新申請・区分変更申請で認定調査を受けた在宅の方	令和4年10月24日(月)～令和5年3月2日(木)	419件	対象者のうち、自宅訪問により聞き取りに協力いただけた方を対象にアンケート調査(回収は郵送)
	市内の介護サービス事業所および施設	令和4年12月26日(月)～令和5年1月20日(金)、令和5年7月18日(火)～7月24日(月)	134件	電子メール、電子申請システムおよび郵送によるアンケート調査
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	身体障害者手帳、愛の手帳(療育手帳)、精神障害者保健福祉手帳、難病医療費助成受給者証をお持ちの方(無作為抽出)	令和5年5月12日(金)～5月29日(月)	914件	郵送による配布・回収

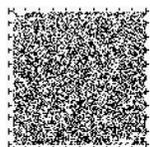


## (2) 各種会議、委員会

計画	会議名	開催数
地域福祉計画(重層的支援体制整備事業実施計画・再犯防止推進計画を含む)	地域共生社会推進会議	全5回
	包括的支援体制整備等庁内検討委員会	全2回
	地域福祉計画部会	全2回
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画等	介護保険運営委員会	全6回
	介護保険事業計画等策定部会	全3回
	庁内検討委員会	全3回
障害者計画 障害福祉計画 障害児福祉計画	障害者地域自立支援協議会	全3回(計画に関する報告事項の数)
	障害者計画等検討委員会	
成年後見制度利用促進計画	成年後見制度利用促進審議会	全3回

## (3) パブリックコメント

令和5年12月15日～12月28日 15件

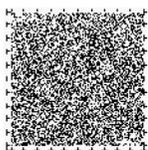
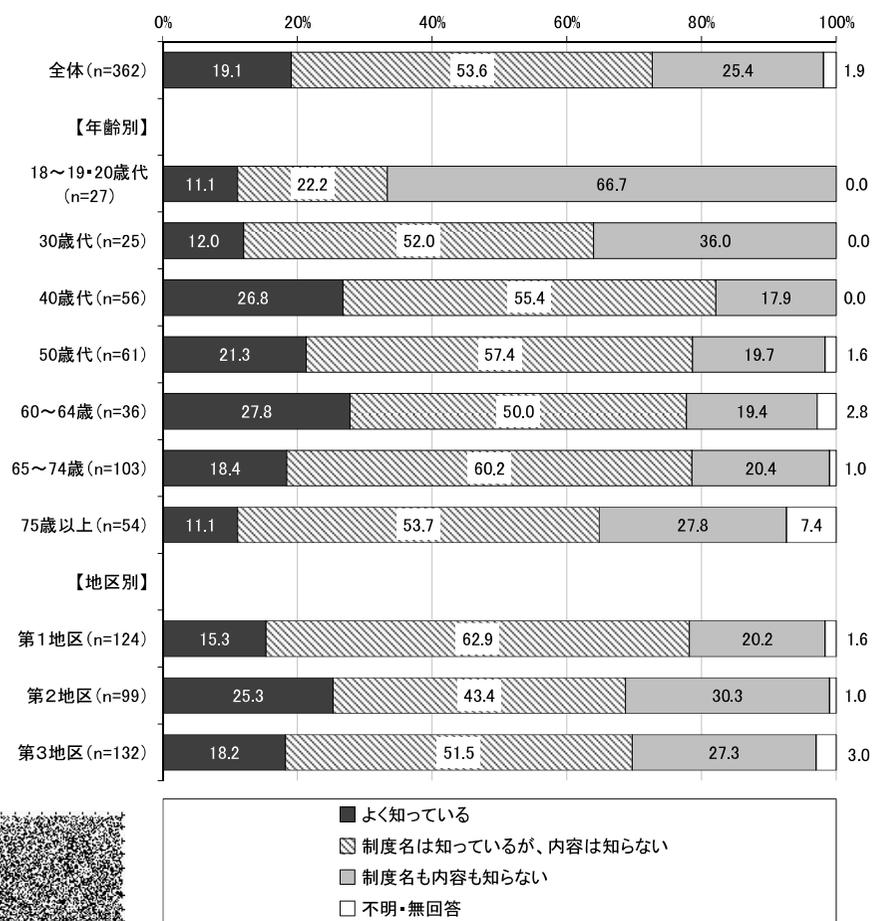


**問 あなたは、成年後見制度について知っていますか。（〇は1つ）**

全体では「制度名は知っているが、内容は知らない」が53.6%と最も高く、次いで「制度名も内容も知らない」が25.4%、「よく知っている」が19.1%となっています。

年齢別にみると、18～19・20歳代では「制度名も内容も知らない」、その他の年齢層においては「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名は知っているが、内容は知らない」が最も高くなっています。

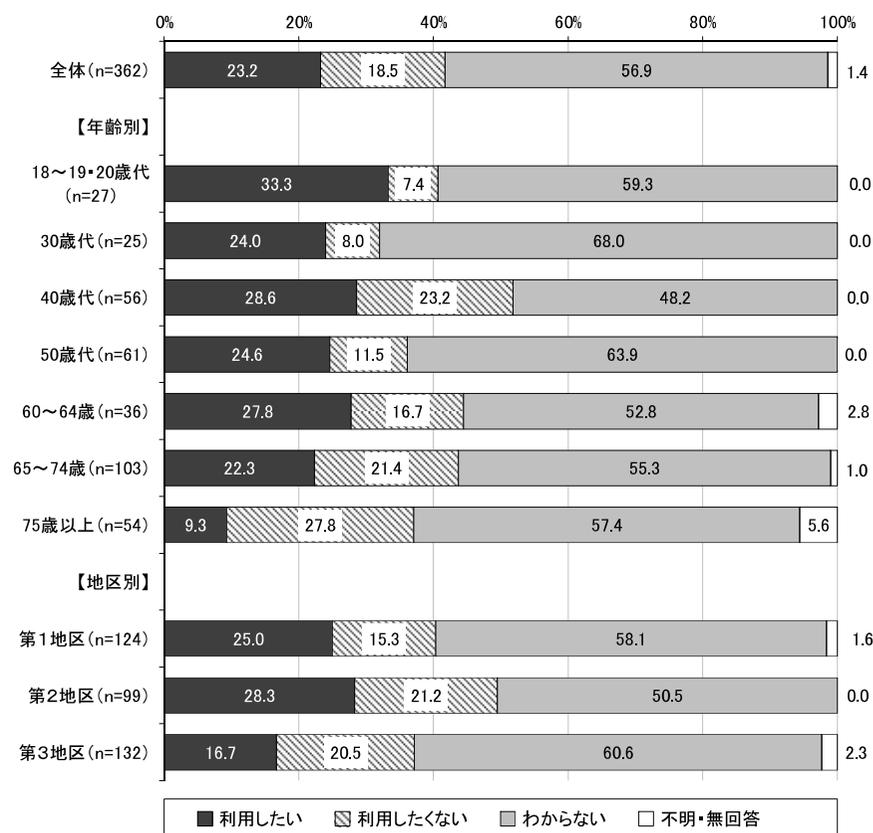


**問 将来的にあなた自身の判断能力が不十分になった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。（〇は1つ）**

全体では「わからない」が56.9%と最も高く、次いで「利用したい」が23.2%、「利用したくない」が18.5%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「わからない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「わからない」が最も高くなっています。



**問 「利用したい」を選んだ方**

**問 成年後見制度を利用することになった場合、誰に後見人になって支援してほしいですか。（あてはまるものすべてに○）**

全体では「配偶者や子どもなどの親族」が75.0%と最も高く、次いで「弁護士や司法書士などの専門職」が22.6%、「社会福祉法人などの団体」が11.9%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「配偶者や子どもなどの親族」が最も高くなっています。

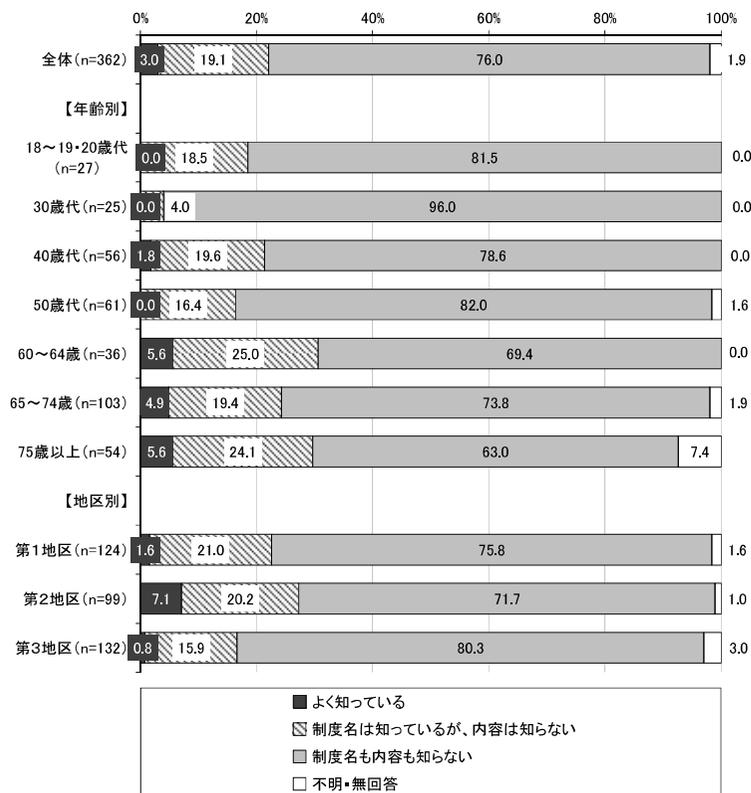
単位：%		親 配 偶 者 や 子 ど も な ど の	弁 護 士 職 や 司 法 書 士 な ど	社 会 福 祉 法 人 な ど の 団 体	市 民 後 見 人	わ か ら な い	そ の 他	不 明 ・ 無 回 答
全体 (n=84)		75.0	22.6	11.9	9.5	4.8	0.0	0.0
年 齢 別	18～19・20歳代 (n=9)	88.9	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	0.0
	30歳代 (n=6)	66.7	50.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
	40歳代 (n=16)	62.5	43.8	6.3	18.8	6.3	0.0	0.0
	50歳代 (n=15)	66.7	13.3	13.3	6.7	13.3	0.0	0.0
	60～64歳 (n=10)	90.0	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	65～74歳 (n=23)	78.3	8.7	13.0	13.0	0.0	0.0	0.0
	75歳以上 (n=5)	80.0	20.0	20.0	20.0	0.0	0.0	0.0
地 区 別	第1地区 (n=31)	71.0	25.8	9.7	12.9	6.5	0.0	0.0
	第2地区 (n=28)	71.4	17.9	14.3	0.0	7.1	0.0	0.0
	第3地区 (n=22)	90.9	27.3	9.1	13.6	0.0	0.0	0.0

**問 あなたは、市民後見制度について知っていますか。（○は1つ）**

全体では「制度名も内容も知らない」が76.0%と最も高く、次いで「制度名は知っているが、内容は知らない」が19.1%、「よく知っている」が3.0%となっています。

年齢別にみると、いずれの年齢層においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。

地区別にみると、いずれの地区においても「制度名も内容も知らない」が最も高くなっています。



## 基本方針(1) 福祉意識の醸成

人権教育や福祉教育を通じて、思いやりの心や社会奉仕の精神など、地域共生社会実現の基盤となる、市民一人ひとりの福祉意識を醸成します。

### 基本施策 ア 人権教育の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
人権教育の推進	東京都の「人権尊重教育推進校」の指定を受けるとともに、市として実践・指導事例集を毎年発行し、授業の質の向上を図ります。人権尊重の理念を広く家庭・学校・地域に定着する人権教育を推進します。	指導室	
人権啓発活動の推進	小学生に対して、思いやりの心や、豊かな人権感覚を身につけてもらうことを目的として「人権の花」運動を実施します。また、いじめ等の人権問題を考え、相手への思いやりの心や生命の尊さ等を体得することを目的として、人権教室を開催するなど、人権啓発活動の推進を図ります。	市民安全課	

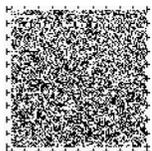
### 基本施策 イ 福祉教育の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
福祉教育等の推進	児童生徒の思いやりの心や社会奉仕の精神などを育むため、福祉教育を推進します。また、市民センター等での各種講座を通じて、市民への啓発・広報を行います。	指導室 社会教育課	
インクルーシブ理念と福祉意識の啓発	障がいのある人もない人も、地域の中で共に生きていくことができる社会を目指し、インクルーシブ理念の理解促進に努めます。	地域福祉課 障がい者福祉課	障
保健福祉に関する学びの場の提供	生涯学習講座などを通じて、地域保健福祉への関心や福祉意識の向上に努めます。	社会教育課	再

事業名	取組内容	担当課	関連計画
障害者差別解消条例の周知	「障がいのある人も障がいのない人もその人らしく暮らせる共生のまち青梅市条例」にもとづき、障がいのある人の権利擁護等にかかる理念を浸透させ、障がいのある人に対する差別や偏見のない社会、共に社会の一員として、心豊かに暮らせるまちの実現に努めます。	障がい者福祉課	障
市内小・中学校への「認知症サポーター養成講座」の推進事業	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる「認知症サポーター養成講座」の普及・啓発の推進事業として、市内小・中学校で授業実施します。	高齢者支援課	高 認
児童の人権に関する理解の普及・啓発	ポスターチラシの配布等の普及・啓発活動を継続するとともに、広報や子育てモバイルなどを活用し、市民に対する情報提供および広報の充実を図ります。	子育て応援課 こども家庭センター	子

関連計画の記号は、それぞれ以下の青梅市の福祉関係計画を示しています(以下同様です)。

- 地…地域福祉計画
- 高…高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- 認…認知症施策推進計画
- 障…障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画
- 健…健康増進計画
- 食…食育推進計画
- 自…自殺総合対策計画
- 子…子ども・子育て支援事業計画
- 再…再犯防止推進計画
- 成…成年後見制度利用促進基本計画
- 重…重層的支援体制整備事業実施計画



### 基本方針(3) 見守り・防犯体制の充実

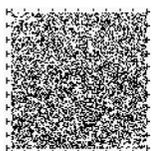
こどもから大人まで幅広く支援を必要とする人に対する見守り活動や日常的な防犯対策について、市民、民生委員・児童委員、青梅市社会福祉協議会をはじめ、団体や民間事業者との連携により見守りネットワークを充実します。

#### 基本施策 ア 見守りネットワークの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
安否確認にかかる見守りネットワークづくり	東京都住宅供給公社や市内各事業者と安否確認にかかる緊急時対応についての連携・協力に関する協定を締結し、安全・安心なまちづくりを進めます。	地域福祉課	
見守り・助け合いのネットワークづくり	青梅市社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、地域での日常的な見守りや助け合いのネットワークづくりを進めます。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 障 再 成
見守りネットワークにおける企業等との連携強化	見守り支援ネットワーク事業協定にもとづき、民間事業者と連携し、日常業務における緩やかな見守りを実施し、ネットワークを充実していきます。	高齢者支援課	高
ひとり歩き等に対応する見守り・SOSネットワークの強化	認知症高齢者等のひとり歩きによる行方不明の早期発見に対応するため、警察や民間事業者等関係団体、市民の協力による見守りのためのネットワークの強化を図ります。	高齢者支援課	

#### 基本施策 イ 防犯対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
地域住民等との協働によるパトロールの実施	市民の安全を守り、犯罪のないまちづくりを推進するため、警察と連携し、地域住民、PTA等による町内パトロール等を実施し、安全・安心なまちづくりを進めます。	市民安全課	
防犯カメラの整備	安全・安心まちづくり推進地区にある自治会または商店会等が設置した防犯カメラの維持管理を支援し、公共空間における防犯のための見守り活動を推進していきます。	市民安全課	
	登下校時の児童・生徒の見守りを補完するため、通学路および登下校区域に設置している防犯カメラを適切に運用し、登下校時におけるこどもの安全確保を図ります。	学務課	
薬物乱用防止の推進	薬物乱用防止を推進するため、各種イベントでの啓発活動を行います。	健康課	再
児童・生徒の非行の未然防止に向けた取組	社会福祉協議会と連携し、生活困窮家庭のうち、教科学習のさらなる取り組みを希望された家庭の児童・生徒に対して教員OBによる学習支援を行います。	地域福祉課	再



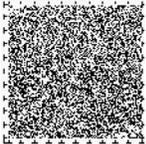
## 基本方針(1) 地域活動の担い手となる人材育成

一人でも多くの市民が地域の支え合いや地域活動に参加し、活躍できるよう、育成に向けた各種養成講座を実施します。

### 基本施策 ア 活動者・ボランティアの育成

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
各種ボランティア養成講座の実施	相互の支え合いと秩序のある社会を目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、協調と責任ある行動をとることができる個人を育てるために、社会体験や奉仕活動、地域との交流活動等の学習機会の確保に努めます。	市民活動推進課	
ゲートキーパーの養成	こころの健康づくりに関する充実を図るとともに、悩んでいる人に声をかけ、傾聴し、支援へつなげ、見守る人(ゲートキーパー)の育成に努めます。	健康課	自 再
元気高齢者等が支える家事支援サービスの担い手の養成	元気な高齢者の新たな社会参加の一つとして介護保険の家事支援サービスを提供するおうめ生活サポーターを養成します。	高齢者支援課	高
介護予防リーダーの養成	ボランティアとして地域の高齢者の体操教室等、住民主体の集いの場の立ち上げを担う介護予防リーダーの養成を行います。	高齢者支援課	高
認知症サポーター養成講座	認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者となる認知症サポーターを養成します。	高齢者支援課	高 認
民生・児童委員協力員制度の活用	民生委員・児童委員の活動に協力しつつ、地域福祉活動を担う人材として期待される民生・児童委員協力員制度を活用します。	地域福祉課	
市民講座の実施、シンポジウムの開催 【新規】	地域福祉の担い手の発掘や人材育成を目的とした市民講座やシンポジウムを実施し、地域のニーズに応えられる人材の育成に取り組みます。	地域福祉課	再 成 重





事業名	取組内容	主担当課	関連計画
生活支援サービスの充実	在宅での生活を総合的に支援する観点から、生活支援サービス・介護サービスとの適切な連携・調整を図ります。	高齢者支援課	高
	相談支援や障害福祉サービス、保健福祉サービス、保健・医療、障がい児保育・教育の充実を図ります。	障がい者福祉課	障

#### 基本方針(4) 権利擁護や成年後見制度の推進

認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守り、適切なサービス利用ができるよう、成年後見制度の利用促進に努めます。

また、「子どもの権利条約」や「青梅市虐待・配偶者暴力の防止に関する条例」にもとづき、児童・高齢者・障がい者等における権利を保障するとともに、虐待の防止や早期発見、早期対応に向けた体制の強化に取り組みます。

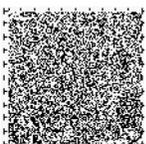
#### 基本施策 ア 権利擁護の推進

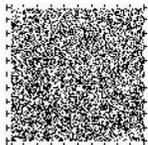
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	高 認 障 成
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	高 認 障 成

制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、社会福祉協議会と協議を進め、重層的支援体制整備事業の取組と連携して、権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を推進します。法人後見については、経済的事情や親族関係の破たん、虐待や権利侵害があるなどから適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行います。また、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人について検討します。市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組みます。	地域福祉課	成
高齢者や障がい者など要擁護者によって制度の活用支援が異なることから、アドヴォカシー(権利擁護)が必要になる人数の把握に努め、要擁護者らしい生活を送ることができるよう、成年後見制度以外の「死後事務委任契約」等も含め、制度を周知する機会を設けるよう努めます。	地域福祉課	成

#### 基本施策 イ 虐待防止対策の推進

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。	介護保険課 高齢者支援課	高 認
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	高 認





児童虐待の防止や対応に向けた体制の充実	増加する児童虐待ケースを含めた事例に対応するため、引き続き相談体制の充実と関係機関の連携の強化に努めます。	こども家庭センター	㊦
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	㊦
被害に遭ったこどもの支援	児童虐待などの被害に遭ったこどもに対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	㊦ ㊦

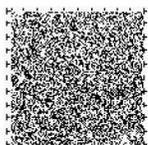
### 青梅市成年後見制度利用促進基本計画

(計画策定の背景・趣旨は8,9ページ、法的な位置づけは10ページ、計画期間および計画策定の体制は11,12ページ、取組内容は49ページ以降に記載しています。)

成年後見制度は、認知症や知的・精神障害等によって物事を判断する能力が十分でない人の財産や生活、権利を守る重要な制度です。

制度の利用を考慮すべき人や権利擁護支援の必要な人が、継続して尊厳のある本人らしい生活を送ることができるよう、地域の気づきを促す制度の普及啓発や、サービスの利用支援、市民後見人等の育成とともに、それらを地域の多様な主体が連携して一体的に推進する、地域連携ネットワークの強化に取り組めます。

また、成年後見制度の利用促進に当たっては、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという、重層的支援体制整備事業と共通点を持っており、双方を効果的に推進するため、関係する部局や支援関係機関の相互理解にも努めます。



#### ①周知・啓発の取組、相談窓口の充実

成年後見制度利用は権利擁護の重要な制度ですが、アンケート結果(38ページ以降)のとおり、制度の認知度は低くなっています。まずは、市民の制度に対する理解を深め、メリットが実感できるよう、成年後見制度の周知、啓発に取り組めます。また、成年後見制度の利用に関する相談や手続などの支援を行います。

(関連事業 市民講座の実施、シンポジウムの開催  
保健福祉に関する各種制度や事業等の周知・普及  
成年後見制度の利用促進)

#### ②後見人の養成および活用支援

制度利用の需要増加が見込まれる中、利用する方が多様な選択ができ、安心して制度を利用できるよう、法人後見事業や市民後見人の育成支援に取り組めます。

(関連事業 権利擁護の推進  
成年後見制度の利用促進)

#### ③地域連携ネットワークの構築

権利擁護に関する支援が必要な人の支援に努め、専門的職員が協働して速やかに必要な支援につなぐことができるよう、地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有する重層的支援隊整備事業の取組と連携して権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化を進めます。

また、支援関係者がチームとなって被後見人等を見守る体制を構築し、本人の意思が尊重され身上に配慮した権利擁護支援が適正に行えるよう努めます。

(関連事業 見守り・助け合いのネットワークづくり  
成年後見制度の利用促進)

## 基本方針(1) 安全・安心なまちづくり

高齢者の防災・防犯・感染症予防等にかかる取組や、虐待防止をはじめとした権利擁護、バリアフリー等の取組を推進することで、安全・安心に暮らせるまちの実現を目指します。

### 基本施策 ア 権利を守る取組の推進

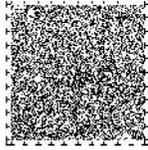
事業名	取組内容	担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 認 障 成
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	地 認 障 成
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課	認

### 基本施策 イ 高齢者虐待防止に向けた取組

事業名	取組内容	担当課	関連計画
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めます。(地域福祉計画から再掲)	高齢者支援課 介護保険課	地 認
	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組みます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。(地域福祉計画から再掲)		地 認

### 基本施策 ウ 災害対策の推進

事業名	取組内容	担当課	関連計画
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	
高齢者向け防災情報の発信	高齢者に分かりやすい災害時の避難場所の周知等の防災、災害に関する情報を発信します。	高齢者支援課 防災課	
防災訓練の実施	災害などの危険から高齢者・障がい者等を守るため、防災訓練などを行います。また、訓練を通じて、危機管理体制の充実を図ります。(地域福祉計画から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課	地 障
避難行動要支援者の支援	災害対策基本法および避難行動要支援者の情報の提供等に関する条例にもとづき、制度に同意された方の名簿を作成し、地域住民の理解のもと、地域で災害時の支援ができる「地域の安全は地域で守る」体制づくりを行います。(地域福祉計画から再掲)	防災課 地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	地 障
	関係部局や関係団体等と連携し、避難行動要支援者への支援対策を検討するほか、個別避難計画の作成を推進します。また、自主防災組織等の安否確認訓練や避難支援訓練を通じ、支援実施体制の確立に努めます。(地域福祉計画から再掲)	防災課 高齢者支援課 障がい者福祉課 介護保険課	地 障
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	



## 基本方針(4) 経済的自立の支援

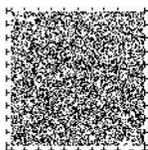
経済的支援および支援の情報を提供するとともに、金銭管理が困難な方が安心して暮らせるようにするための権利擁護事業を実施します。

### 基本施策 ア 年金・手当等の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
各種手当の支給	障がい者やその家族に対し、国や東京都などが実施する各種手当などの支給により、経済的な支援を行い、生活の安定を図ります。	障がい者福祉課 こども育成課 保険年金課 生活福祉課	㊦
障害年金等の周知	市民全般に対し、障害が生じたときの支援として障害基礎年金等の受給など必要な情報の提供を行います。	保険年金課 生活福祉課	

### 基本施策 イ 金銭的管理の支援

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
権利擁護の推進	誰もが人権を尊重し合い、尊厳をもって安心して暮らせるよう、青梅市社会福祉協議会と連携し、権利擁護の推進を図ります。また、身寄りがない、経済的負担ができない市民に対しては、市が審判申立てや後見人報酬の費用助成を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課	㊦ ㊧ ㊨ ㊩
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用を促し、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。(地域福祉計画から再掲)	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	㊦ ㊧ ㊨ ㊩



## 基本方針(5) 住居の確保

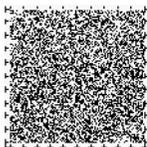
地域で自立した生活を送るため、地域移行への支援や住居の確保に向けた支援に取り組みます。

### 基本施策 ア 居住支援

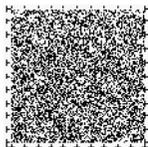
事業名	取組内容	主担当課	関連計画
障がい者世帯向け公営住宅の利用促進	身近な地域で、生きがいを持って、自立した生活を送るために基盤となる住まいの場の確保の手段として、障がい者世帯向けの公営住宅の利用を促進していきます。	住宅課	
地域移行支援のサービスの実施	障がいのある方が充実した地域生活を送ることができるよう、地域移行支援を行います。	障がい者福祉課	

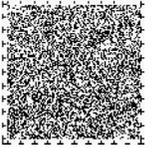
### 基本施策 イ グループホームの充実

事業名	取組内容	主担当課	関連計画
グループホームの支援体制の充実	「親亡き後」の生活に不安を感じる意見が多くあげられていることから、障がいのある方の地域における居住の場として、重度障がい者にも対応できるグループホームの確保を図り、支援体制の充実を図っていきます。	障がい者福祉課	
民間事業者への情報提供	グループホームの開設を計画する事業者に対しては、青梅市における福祉施設等の配置のあり方に関する基本方針にもとづき、情報提供等を行っていきます。	障がい者福祉課	



事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
成年後見制度の利用促進	青梅市社会福祉協議会と連携し、成年後見制度の周知と活用の促進を図り、判断能力の不十分な高齢者等が、財産管理や身上監護についての契約などの法律行為をする際に、保護・支援を行います。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者福祉課 生活福祉課	周知チラシ等の配付部数	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部	2,500部
			成年後見制度利用促進講演会回数	1回	1回	1回	1回	1回
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
成年後見制度の利用促進	制度の周知・啓発、相談事業の実施、利用促進などについて、既存の成年後見制度推進機関の活用を継続するとともに、地域ネットワークが担うべき機能の整備・充実に向け、社会福祉協議会と協議を進めながら、検討します。 法人後見については、経済的な理由から適切な成年後見人等を得られない市民の後見人等を社会福祉協議会が受任し、支援を行うほか、今後法人後見が増加することを見込み、社会福祉協議会以外に受任できる法人の募集を検討します。 市民後見については、市民後見人の育成支援に取り組みます。	地域福祉課	成年後見関連相談件数	369件	400件	420件	450件	470件
			法人後見受任件数	14件	20件	25件	30件	35件
			受任調整件数	21件	25件	30件	30件	35件
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	「青梅市高齢者虐待ネットワーク連絡会」をはじめ、関係機関との連携により、虐待の予防と早期発見に取り組めます。また、関係機関へ虐待防止・早期発見に関する啓発を行います。	介護保険課 高齢者支援課	青梅市高齢者虐待防止ネットワーク連絡会	年2回	年2回	年2回	年2回	年2回
障がい者虐待の防止や対応に向けた体制整備	障がい者などの虐待や配偶者暴力の防止、早期発見・早期対応のための体制の整備強化に努めます。	障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
被害に遭ったことものの支援	児童虐待などの被害に遭ったことにも対し、カウンセリングなどの支援を行います。また保護者に対しては、家庭環境の改善に向けた指導・支援を行うとともに、学校や児童相談所、医療機関などの関係機関と、再発防止に向けた連携を充実します。	こども家庭センター 指導室 障がい者福祉課	虐待防止センターの設置	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所





## 2. 安心して暮らせる地域づくり

事業名	取組内容	担当課	事業に対する評価指標	評価指標の現状値		評価指標の見込値		
				R4年度実績	R5年度見込	R6年度末	R7年度末	R8年度末
高齢者虐待の防止や対応に向けた体制整備	虐待防止、早期発見・早期対応のため、各関係機関等との連携を図り、一層の体制整備に努めると共に、知識や理解を深めてもらうための普及啓発を行います。	高齢者支援課 介護保険課	関係機関等に対する普及啓発	ケアマネジャー対象の勉強会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回	関係機関等対象の研修会 年1回
成年後見制度申立事業	関連部署と連携し、身寄りがない認知症高齢者等の保護を図るため、市長が法定後見(後見・保佐・補助)開始の審判申立てを行います。	高齢者支援課 障がい者福祉課 地域福祉課	申立て件数	20件	20件	30件	30件	30件
			成年後見支援事業	2件	3件	5件	5件	5件
家具転倒防止器具給付事業	家具転倒防止器具を給付し、高齢者の生命・財産を地震災害から守ります。	高齢者支援課 防災課	支給件数	28	25	30	30	30
要配慮者施設の避難確保計画の作成促進	浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施を促進します。	防災課 介護保険課	計画作成率	100%	100%	76%	88%	100%
涼み処開設事業【新規】	夏季の一定期間、暑い日や外出時の休憩場所として、市の公共施設などを開放します。	健康課	開設箇所	—	15箇所	16箇所	18箇所	20箇所
消費生活に関する啓発相談および犯罪防止のための情報提供	悪質商法や特殊詐欺の被害を未然に防ぐため、高齢者に対する出前講座や市広報等の活用、消費者月間での街頭キャンペーン、イベント等における啓発事業や情報提供、消費生活相談を実施します。	市民安全課	①パネル展 回数 ②広報 回数 ③キャンペーン 回数 ④イベント 回数	①3回 ②12回 ③0回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回	①3回 ②12回 ③1回 ④1回
高齢者交通安全教室の実施	高齢者交通事故防止のため、高齢者交通安全教室などを行います。	交通政策課	参加人数	コロナ感染防止のため実施なし	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人	2地区 50人
認知症ケアパスの活用	認知症の人とその家族に掲示することを目的に、具体的な機関名や内容および認知症の段階に合わせた医療・介護サービスや支援の仕組み(認知症ケアパス)等が掲載されたガイドブックを作成し、適宜見直しを行うとともに、広く関係者や住民への効果的な周知を図ります。	高齢者支援課	認知症ケアパス作成部数	3,000部	3,500部	3,000部	3,000部	3,000部

